

## 行政サービスの利用者等とのやり取りの録音・録画について

高松市

本市では、職員に対する暴行、暴言、脅迫、けん騒等の言動や不当な要求などを防止し、及びこれらに適切に対処する等のため、行政サービスの利用者等とのやり取りを録音・録画する場合があります。

この録音・録画により本市が取得した音声や映像に関する電磁的記録（以下「録音・録画データ」という。）の取扱いについては、次の事項を遵守します。

- 1 録音・録画データは、原則として次の目的に利用し、又は提供します。
  - （１） 職員に対する暴行、暴言、脅迫、けん騒等の言動や不当な要求に関し、警察への通報、警告文の発出、庁舎利用の制限等必要な措置を講ずるため
  - （２） 職務の遂行に必要な限度で事実を確認するため
  - （３） 職員の接遇の向上のため
- 2 録音・録画データのうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の個人情報を含むものについては、法令に基づく場合、又は同法第69条第2項各号のいずれかに該当する場合を除き、利用目的以外の目的には利用せず、又は第三者に提供しません。